非行・犯罪の防止や青少年の 健全育成にかかわる専門機関 としての活動(地域援助)

心理相談(個人援助)

当センターでは、非行・犯罪の防止にかか わる専門機関として、「もくせいの杜心理相 談室」の名称で、一般の方々からの心理相談 も受け付けています。

たとえば,

- よくない友達との交際
- 暴力
- 夜遊びや無断外泊
- ・金銭の持出しや盗み
- 性的問題行動

といったような問題に,臨床心理学等の専門家が対応しています。こうした問題を抱えるお子さんをお持ちの保護者の方,学校の先生などの関係者の方々,どなたでもお気軽にご相談ください。

その他の活動 (機関等援助)

教育機関や福祉機関,自治体等からの依頼 を受けて,青少年に対する指導方法について の助言を行ったり,児童・生徒やその保護者 に対して法教育をしたり,青少年問題を扱う 協議会に参画し,犯罪・非行防止対策に関す る提言を行ったりします。

また、関係機関が開催する研修会に講師を派遣し、非行臨床についての講義を行ったり、施設参観を受け入れ、非行少年の処遇や少年矯正の役割を紹介したりします。

もくせいの杜心理相談室

地域の青少年や一般の方々が抱える様々な悩みについて, ご本人やご家族, 学校の先生など支援をされている関係者の方々のご相談に, 心理学や教育学等の専門職員が応じています。

対象となるのは、非行や犯罪行為、それに類する問題行動となっており、ご要望に応じて、そうした問題につながる交友関係、親子関係なども一緒に考えさせていただきます。まずはお気軽にご相談ください。講演や研修、法教育(出前授業)も行っています。

いずれも無料です。また、ご相談は、子どもから高齢の方まで、年齢にかかわらず応じています。

○受付時間:平日の午前9時~午後4時半

(午前11時半~午後1時を除く)

○電話番号:042-500-5295

(相談専用)

042-500-5299

(講演等依頼用)



施設のしおり

東京西法務少年支援センター(もくせいの杜心理相談室)



〒196-0035 昭島市もくせいの杜2-1-1

電話 042-500-5271 (代表)

FAX 042-500-5293

もくせいの杜心理相談室

電話 042-500-5295 (相談専用)

042-500-5299 (講演受付)

鑑別と関係機関への協力

家庭裁判所から依頼される鑑別

これから家庭裁判所の審判を受ける少年を収容 し、明るく静かな環境の下で生活させ、落ち着い た気持ちで審判を受けられるように準備をさせま す。

また、医学、心理学、教育学などの専門知識や技術を用いて、性格や環境の問題を明らかにし、 少年の立ち直りのための処遇方針を立てます(収容審判鑑別)。

当センターに収容せずに鑑別を実施する場合もあります(在宅審判鑑別)。



心理検査 (イメージ)

関係機関への協力

保護観察所,児童自立支援施設・児童養護施設,少年院,刑事施設等の依頼を受けて,非行のある少年を処遇する上で必要な助言を行います。また,指導下にある対象者に面接や調査を実施し,処遇効果を明らかにした上で,更に効果的な処遇を行うための助言や処遇方針の見直しを行います(処遇鑑別)。

当センターの沿革と処遇

平成31年 1月 国際法務総合センター内に竣工 平成31年 4月 運営開始



判定会議

相談室玄関



面会室

相談助言 (イメージ)



箱庭 (イメージ)

運動場

当センターの管轄地域等

当センターは、東京家庭裁判所立川支部の管轄 する東京都の多摩地域に対応しています。

アクセスは, JR青梅線「東中神」駅から徒歩 20分程度です。

